

議案第129号

上越市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

上越市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年11月30日提出

上越市長 中川幹太

上越市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

上越市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和46年上越市条例第107号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改める。

第20条の見出し中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和5年4月1日から令和14年3月31日までの間における改正後の上越市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第20条の規定の適用については、同条中「若しくは第22条の5第1項」とあるのは、「、第22条の5第1項、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項から第4項まで」とする。